

業務提携契約書

(甲) _____ と (乙) サンライズオーシャン株式会社
会社は業務提携に関し契約する

第1条 (報酬発生事由)

- ① (乙) から (甲) に顧客を紹介した場合
 - ② (甲) から (乙) に顧客を紹介した場合
 - ③ (乙) から (甲) に紹介した顧客と (乙) との間に新たな契約が発生した場合
- ① および③の顧客は (乙) が運営する HP サイト等からの新規顧客もふくむ

第2条 (報酬規程)

報酬額の基礎

(甲) から (乙) は年間報酬額 A
(乙) から (甲) は初年度保険募集手数料 . . . B
A および B の金額にパーセントを乗じた額とする

前条① . . . A の 10%

前条② . . . 年間紹介件数により下記とする

紹介件数による報酬区分	9 件以上 . . . B の 30%
	7 件以上 . . . B の 25%
	5 件以上 . . . B の 20%
	3 件以上 . . . B の 15%
	0 件以上 . . . B の 10%

紹介件数による報酬区分の見直しは契約期間末日とし新報酬区分は次年度契約期間に適用する
ただし、業務提携初年度は 25%とする

前条③ . . . B の 10%

第3条 (支払い期間・時期)

支払期間は (甲) (乙) 双方とも初年度の 1 年間のみとする
支払時期は (甲) (乙) 双方とも入金があった翌月 15 日とする
従って 2 年目以降と 1 年目でも入金がない場合は支払う必要がない

第4条（契約期間）

この契約期間は契約日から1年間とする

但し、その期間満了2ヶ月前までに別段の意思表示がない場合は、自動更新する

第5条（解約）

以下の場合には前条にかかわらず、本契約は解約する

- ・ 甲、乙いずれかが解約する月の前月10日までに解約の旨を伝えたとき
- ・ 甲、乙いずれかがこの契約に違反したとき

第6条（その他）

本契約書に記載されていない事項が発生した場合は、甲乙双方が誠意をもって話し合い解決していくものとする

年 月 日

甲

乙

京都市下京区猪熊通五条下る柿本町594番地41 山善ビル3階
サンライズオーシャン株式会社
代表取締役 内田 学